

出生届

令和 年 月 日届出

長 殿

補正 有・無

受 理 令 和 年 月 日	
第	号
書類調査	戸籍記載
記載調査	調査票
附 票	住民票
通 知	

- (1) 生
- (2) ま
- (3) れ
- (4) た
- (5) 子
- (6) の
- (7) 父
- (8) と
- (9) 母

(フリガナ)	氏	名	父母との 続き柄	☐ 嫡 出 子 ☐ 嫡出でない子	☐ 男 ☐ 女
子 の 氏 名 (外国人のときは ローマ字を付記 してください)					
生 ま れ た と き	令 和	年	月	日	☐ 午前 時 分 ☐ 午後
生 ま れ た と こ ろ				番 地 番 号	
住 所 (住民登録を するところ)	(フリガナ)			番 地 番 号	
	世帯主 の氏名			世帯主との 続き柄	
父 母 の 氏 名 生 年 月 日 (子が生まれた ときの年齢)	父		母		
	年	月	日(満 歳)	年	月 日(満 歳)
本 籍 (外国人のときは 国籍だけを書いて ください)				番 地 番 号	
同 居 を 始 め た と き			年	月	(結婚式をあげたとき、または、同居を始めた ときのうち早いほうを書いてください)
子 が 生 ま れ た と き の 世 帯 の お も な 仕 事 と	☐ 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 ☐ 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 ☐ 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が 1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) ☐ 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または 1年未満の契約の雇用者は5) ☐ 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 ☐ 6. 仕事をしている者のいない世帯				
父 母 の 職 業	(国勢調査の年…令和7年…の4月1日から翌年3月31日まで)に子が生まれたときだけ書いてください)				
	父の職業		母の職業		
そ の 他					
届 出 人	☐ 父 ☐ 1. 母 ☐ 2. 法定代理人() ☐ 3. 同居者 ☐ 4. 医師 ☐ 5. 助産師 ☐ 6. その他の立会者 ☐ 7. 公設所の長				
	住 所			番 地 番 号	
	本 籍		番 地 番 号	筆 頭 者 の 氏 名	
	署 名 (※押印は任意)		印	年	月 日 生
事 件 簿 番 号			連 絡 先	電 話 ()	
			自 宅 ・ 勤 務 先 [] ・ 携 帯		

出生証明書

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かない
てください。

子が生まれた日からかぞえて14日
以内に提出してください。

届書は、1通でさしつかえありません。

子の名は、常用漢字、人名用漢字、
かたかな、ひらがなで書いてくださ
い。子が外国人のときは、原則かた
かなで書くとともに、住民票の処理
上必要ですから、ローマ字を付記し
てください。

☐には、あてはまるものに☑のよう
にしるしをつけてください。

筆頭者の氏名には、戸籍のはじめに
記載されている人の氏名を書いてく
ださい。

届け出られた事項は、人口動態調査
(統計法に基づく基幹統計調査、厚
生労働省所管)にも用いられます。

子の父または母が、まだ戸籍の筆頭
者となっていない場合は、新しい戸
籍がつくられますので、この欄に希
望する本籍を書いてください。

届出人は、原則として子の父また
は母です。届出人が署名押印した
あと届書を持参する方は親族、そ
の他の方でもかまいません。

◎母子健康手帳をご持参ください。

子 の 氏 名		男 女 の 別	1 男 2 女
生 ま れ た と き	令 和	年	月 日 午前 時 分 午後
出 生 し た と こ ろ 及 び そ の 種 別	出生したと ころの種別	1 病院 4 自宅	2 診療所 5 その他
	出生した と こ ろ		
	(出生したところ の種別1～3) 施設の名称		
体 重 及 び 身 長	体 重 グラム	身 長 センチメートル	
単 胎 ・ 多 胎 の 別	1 単胎	2 多胎 (子 中 第 子)	
母 の 氏 名		妊 娠 週 数	満 週 日
こ の 母 の 出 産 し た 子 の 数	出生子 (この出生子及び出生後 死亡した子を含む 死産児 (妊娠満22週以後))		人 胎
1 医 師 2 助 産 師 3 そ の 他	上記のとおり証明する。 令和 年 月 日 (住所) (氏名)		

記入の注意

夜の12時は「午前0時」、
昼の12時は「午後0時」と
書いてください。

体重及び身長
は、立会者が医
師又は助産師以
外の者で、わか
らなければ書か
なくてもかまひ
ません。

この母の出産
した子の数は、当
該母又は家人な
どから聞いて書
いてください。

この出生証明
書の作成者の順
序は、この出生
の立会者が例え
ば医師・助産師
ともに立ち会った
場合には医師が
書くように1,2,3
の順序に従って
書いてください。

※出生届の手続きについて、悩みや困りごとがあれば、お近くの市区町村又は法務局にご相談ください。

出生届を届け出なければ、その子の戸籍がつくられず、不利益を被るおそれがあります。

詳しくは法務省のホームページをご覧ください。

Q 無戸籍 法務省

